

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、従来から、少数の取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を目指すとともに、取締役相互の経営監視とコンプライアンスの徹底をはかってまいりました。また、当社は、平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法が平成27年5月1日に施行されたことを受け、コーポレート・ガバナンスの一層の充実をはかるため、監査等委員会設置会社に移行いたしました。新制度のもと、取締役の業務の執行につき、監督を徹底できるよう努めてまいります。さらに、2019年6月、現在の取締役会を迅速な意思決定と監督機能に重点をおいた体制へと整備するとともに、業務執行の迅速性及び機動性の向上を目的として執行役員制度を導入いたしました。必要な会社情報は、早く、正確に、公平に提供できるよう努めており、今後とも明朗な社風を維持すべく努力してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

< 補充原則1-2-2 招集通知の早期発送、招集通知の電子的公表 >

株主が総会決議議案の十分な検討時間を確保できるよう、招集通知につきましては、法定の期間よりも早期の発送に努めております。発送前の電子的な公表につきましては、ウェブ等を利用されない株主もあり、株主間の公平を担保する観点から、検討を続けたいと存じます。

< 補充原則1-2-4 株主総会における議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳 >

現状において議決権行使に大きな支障はないものと考えているため、電子行使制度は採用しておりません。招集通知の英訳については、スケジュールと内容の正確性担保の問題があることから実施しておりません。今後につきましては、議決権行使状況などの動向を見て、必要と判断した場合は採用する考えです。

< 原則1-4 政策保有株式 >

() 政策保有方針

株式の保有は必要最小限とし、業務提携、取引関係の維持・強化など事業活動上の必要性があり、保有により当社の中長期的な成長に資すると判断した株式については、政策保有することとしております。

() 保有意義・合理性検証

保有株式の買い増しや処分が必要につきまちは、事業関係を総合的に勘案し、当社の中長期的な成長に必要なかどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしております。検証の結果、保有の合理性が認められなくなったと判断される銘柄については売却を行い、縮減を図っております。

() 議決権行使

議決権行使については、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうか等を勘案して行っております。

< 補充原則4-1-2 中期経営計画 >

当社が属する普通鋼電炉業界の大きな特色は、市況産業であることであります。業績が景気変動に大きく左右されやすい中、経営判断において重要なのは機動性を担保する事であり、故に当社では中期経営計画等を定めず、折々の状況に応じて的確な判断が出来るよう努めております。

< 補充原則4-10-1 指名・報酬への独立社外取締役の関与 >

独立社外取締役は取締役会の過半数に達していませんが、取締役の指名につきましては、独立社外取締役との間で情報共有をし、独立社外取締役から適切な関与・助言を得ており、また、取締役の報酬については、本報告書の「1. 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおり、明瞭な手続きにより決定されておりますので、現時点では任意の諮問委員会等を設置しておりません。

< 補充原則4-11-1 取締役会全体の多様性及び規模に関する考え方と手続き >

当社におきましては、経験豊かな各事業の責任者を取締役会の構成員とすることにより、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性の確保を図っております。取締役候補指名に関しましては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視等、適材適所の観点より、総合的に検討を実施しております。

< 補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性に関する分析と評価 >

当社は、年1回、各取締役が取締役会全体の実効性について分析する機会を設けております。なお、評価の開示につきましては今後検討して参ります。

< 原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表 >

当社の属する普通鋼電炉業界は市況産業であるため、業績が景気変動に大きく左右されやすく、当社は、現状中長期経営計画を策定・公表していません。決算業績及び事業の概況のタイムリーな開示に努め、具体的な数値目標については開示を見合わせます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

<原則1 - 7 関連当事者間の取引>

当社が役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、取引条件及びその決定方法の妥当性について、複数の社外取締役を含む取締役会において十分に審議した上で意思決定を行って参ります。

<原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社は、企業年金の積立金の運用に関し、事務担当者には適切な知識を持った人材を配置・登用することとし、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるように努めております。事務担当者は投資先の選定について、ベンチマークとの比較等による運用成績の確認と評価を定期的に実施しております。

<原則3 - 1 情報開示の充実>

(1)経営理念及び経営戦略

当社の経営理念等につきましては、当社ホームページをご覧ください。(http://www.tokyosteel.co.jp/)

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1.基本的な考え方」にて公表しております。

(3)取締役の報酬に関する方針と手続き

当社取締役の報酬に関する方針及び決定方法については、本報告書の「1.報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」及び有価証券報告書にて開示しております。

(4)取締役候補の指名・解任に関する方針と手続き

取締役候補者の指名に当たっては、取締役会が、原則として社長の提案を受け、審議の上、株主の負託に応え取締役としての職務を適切に遂行できる人物を指名しております。社外取締役候補者につきましては、社外の独立した立場から経営の監督機能を果たすとともに、各々の豊富な経験と高い見識に基づき、当社の企業活動に助言を行うことができる人物を指名しております。社外取締役を除く取締役候補者は、会社経営や当社の業務に精通し、広い視野と人格・見識に優れた人物を指名しております。

取締役の選任は、取締役会規定の定めに従い取締役会が発議し、株主総会で決議することと定めております。取締役の解任については、職務遂行に困難が生じた場合又は重大な不正もしくは法令違反等が明らかとなった場合に、監査等委員会の意見を踏まえうえで、取締役会において審議のうえ、株主総会へ上程いたします。

(5)取締役候補の指名を行う際の選解任・指名についての説明

個々の取締役候補者の選解任・指名についての説明につきましては、株主招集通知にて開示しております。

<補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割、経営陣に対する委任の範囲の明確化>

当社取締役会は、法令及び定款で定められた事項を決議し、さらに、当社取締役会が重要事項と位置づける事項につきましても、適宜決議を行うことによりしております。

<原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社の独立性判断基準につきましては、当社ホームページにて公開しております。(http://www.tokyosteel.co.jp/)

<補充原則4 - 11 - 2 取締役の兼任>

当社では、取締役の個別の兼務状況を、株主総会招集通知にて開示しております。

<補充原則4 - 14 - 2 取締役に対するトレーニングの方針>

当社におきましては、取締役は、その職務遂行上必要となる法令知識の習得に努めております。また、経営上の最優先課題である安全・環境・品質については、社長を委員長とする委員会を設け、取締役も出席の上、それぞれに調査・研究・審議を行うと共に、法令等の改正があった場合には周知徹底の上、習熟を深めることにしております。さらに社外取締役に対しては、当社の事業・課題の理解を深めることを目的として、随時、当社事業・課題に対する説明や、当社工場等の現場視察を実施する等の施策を講じております。

<原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針>

年2回、本決算及び第2四半期決算を受けたアナリスト向けのミーティングを、社長出席の下で開催し、当社の経営状況等について積極的な情報開示を行っております。さらに、マスコミ・アナリスト等からの取材につきましては、IR担当部門及び総務担当取締役が随時対応し、対話の積極的な実施及び経営陣へのフィードバックに努めております。また、アナリスト・機関投資家からの要望に応じて、当社の環境貢献につき、不定期に説明会を設けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社TOS	18,400,000	15.37
公益財団法人池谷科学技術振興財団	13,000,000	10.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,783,900	6.50
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	7,407,600	6.19
合同会社MYJ	4,800,000	4.01
池谷正成	4,612,763	3.85
酒井真美	4,572,350	3.82
宜本興産株式会社	4,000,000	3.34
合同会社MYM	2,750,000	2.30

株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	2,677,800	2.24
---------------------	-----------	------

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野元三夏	弁護士											
星宏明	弁護士								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野元三夏	○	○	独立役員	弁護士として豊富な専門知識を有しており、当該視点から監督機能をはたしていただくことが期待され、また人格的にも優れているため、監査等委員である社外取締役及び独立役員として選任いたしております。なお、当社として初めての女性の役員であります。
星宏明	○	○	当氏は、大西昭一郎法律事務所に所属しております。当社は同事務所に対して訴訟代理事務等を委任し、弁護士報酬を支払った実績がございますが、当社社外役員独立基準を超過しない金額でございます。したがって、当氏は当社に対し十分な独立性を有していると考えております。	野元社外取締役と同様に、弁護士として豊富な専門的知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことが期待され、また人格的にも優れているため、監査等委員である社外取締役及び独立役員として選任いたしております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、指定致しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員へは、取締役会及び経営会議において、業務執行取締役及び執行役員より、経営上の重要事項についての決定の報告を確実なものとできるよう努めるとともに、代表取締役及び総務担当取締役または総務担当執行役員(不在の場合、本社総務部長)は、日常より、監査等委員と必要に応じて随時打ち合わせを行って、その他の重要事項についても、速やかに報告できるよう努めております。さらに、本社で行われる監査業務及び定期的に行われる事業所ごとの業務監査を通じて、本社・工場の役職員・内部統制部門は監査に必要な情報を適宜常勤の監査等委員である取締役に加え、監査等委員である社外取締役にも提供しております。以上のような体制が、監査等委員会の実効性を担保することに資すると認識しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員である取締役と会計監査人は定期的な打ち合わせを含め、必要に応じ随時情報の交換を行うことで、相互の連携を高めております。また、監査等委員である取締役と内部監査部門は、監査計画、監査の実施状況等の定期的な打ち合わせを行い、財務報告に係る内部統制も含め、内部監査の効率的な実施に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定致しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社におきましては、取締役に当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2019年6月より譲渡制限付株式報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役及び監査等委員である取締役に支払った報酬等を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役の業務執行権・経験等に応じた年間報酬額の基準を定め、毎年、春季交渉で会社業績を勘案して受給される従業員賞与の増減を基に決定される管理職年俸額の変動幅を、取締役報酬額の年次ごとの決定にも反映させることで、業績との連動性をもたせております。また、上記により決定された年次ごとの報酬額の範囲内で、取締役に對し、報酬として譲渡制限付株式を付与する制度を導入し、当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有をはかっております。なお、監査等委員である取締役の報酬には業績連動要因はありません。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に、原則として全ての取締役会、経営会議及び監査等委員会へ出席していただき、経営上の重要事項についての決定の報告を確実なものとするように努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査等委員会制度を採用しており、取締役(監査等委員であるものを除く。)3名、監査等委員である取締役3名(内、社外取締役2名)であります。当社の取締役は9名以内(監査等委員であるものを除く(取締役6名以内、監査等委員である取締役3名))とする旨定款で定めております。また、当社は2019年6月に執行役員制度を導入いたしました。法令及び定款に定める事項、その他重要な会社の決議事項については、取締役会の決議事項として取締役会規程に規定しており、代表取締役を含む業務執行取締役(以下「取締役」)及び執行役員は、当該取締役会決議に基づき、業務の執行を決定し、かつ実行いたします。また、取締役及び執行役員は、同規程に基づき、業務の執行の状況等につき取締役会に報告を行い、取締役及び執行役員相互の職務執行を監督する体制を整備しております。さらに、取締役及び執行役員の職務執行の状況については、取締役会等を通じて監査等委員に速やかに報告することにより、適切に監査を受ける体制を確保しております。また、取締役の任期を1年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築をすすめるとともに、経営責任の明確化をはかっております。取締役会または経営会議を原則として毎月1回開催しております。監査等委員会については、定期的に開催し、必要に応じて臨時監査等委員会を開催して、取締役及び執行役員の職務の執行を適宜監査しており、経営に対する監督機能の強化を図っております。また、監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、速やかに、相応の体制を整備することとしております。監査等委員と内部監査部門は、監査計画、監査の実施状況等の定期的な打ち合わせを行い、財務報告に係る内部統制も含め、内部監査の効率的な実施に努めております。また、経営上の最重要課題である安全・環境・品質の特定事項に関しましては、事業所ごとでの推進と合わせて、全社レベルでの意識の高揚と徹底をはかるため、代表取締役を委員長とする中央安全衛生委員会・中央環境委員会・中央品質管理委員会を設け、監査等委員も出席のもとで、各々年2回開催し、それぞれに調査・研究・審議を行っております。さらに、全社カーボンニュートラル推進委員会(旧称:全社省エネルギー推進委員会)及び全社スマートファクトリー推進委員会の二委員会を設置し、今後それぞれ定期的に開催していく予定です。なお、顧問契約している顧問弁護士より、コーポレート・ガバナンス体制の充実についても必要に応じてアドバイスを受けております。会計監査人である、有限責任あずさ監査法人からは、通常の会計監査の他に、コーポレート・ガバナンス体制の充実についても、適宜アドバイスを受けております。また、会計監査人と監査等委員は定期的な打ち合わせを含め、必要に応じ随時情報の交換を行うことで、相互の連携を高めております。なお、社外取締役と当社との間に特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 俊治(有限責任あずさ監査法人)

指定有限責任社員 公認会計士 會田 大央(有限責任あずさ監査法人)

浅野 俊治及び會田 大央の両氏の当社に係る継続監査年数は7年以下であります。また、監査業務に係る補助者については、公認会計士及びその他の監査従事者により構成されております。なお、野元三夏氏及び星宏明氏を独立役員として届けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は従来より、社外取締役に一定の役割が期待できることを十分理解し、検討してまいりましたが、第101回定時株主総会で「定款一部変更の件」を承認可決頂き、監査等委員会設置会社に移行いたしますとともに、2名の監査等委員である社外取締役を選任いたしました。さらに2019年6月、取締役会を迅速な意思決定と監督機能に重点をおいた体制へと整備するとともに、業務執行の迅速性及び機動性の向上を目的として執行役員制度を導入いたしました。これにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実が図れるものと期待しているところでございます。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年5月28日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2021年6月24日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末・第2四半期の決算発表後に、アナリスト向けの説明会を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.tokyosteel.co.jp/ / 決算短信を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	工場での取り組みと、社長を議長とする全社中央環境委員会を設置し、全社レベルでの意識の高揚と徹底をはかっております。また、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001につきましても、全工場で取得を完了しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株式会社東京証券取引所が発刊している「会社情報適時開示ガイドブック」に基づき、迅速かつ適切に必要な情報を開示する社内体制を整えております。 なお、2021年6月に、当社ホームページにおいて、「東京製鐵の環境への取り組み」として、Tokyo Steel EcoVision 2050をリニューアル公開いたしました。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

法令及び定款に定める事項、その他重要な会社の決議事項については、取締役会の決議事項として取締役会規程に規定しており、代表取締役を含む業務執行取締役(以下「取締役」という。)及び執行役員は、取締役会決議に基づき、業務を執行するとともに、業務の執行の状況等につき取締役会に報告を行うこととし、取締役及び執行役員相互の職務執行を監督する体制を整備しています。さらに、取締役及び執行役員の職務執行の状況については、各取締役及び執行役員が監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)に、速やかに報告することにより、適切に監査を受ける体制を整備し、これを運用しています。加えて、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制の整備に努めます。また、適切な企業統治を継続できるよう、法令等の改正の動向等もふまえながら、当社に適合した企業統治の体制を検討し、構築し、及び発展させていくことに努めております。

取締役会規程に基づく年間9回の定時取締役会と、必要に応じて開催される臨時取締役会、また、取締役・執行役員・工場長その他の重要職員で構成される経営会議を原則毎月行っており、年次・四半期及び月次の各決算につき、予算の進捗を把握し、業績の管理を行うとともに、各事業部門が実施すべき具体的な施策を決定し、業務執行の効率化をはかっています。

本社・工場における業務の分担を定義し、コンプライアンス上の責任の所在を明らかにするため、業務分掌規程を設け、これに基づいて運用を行っています。また、インサイダー取引の規制に関する規程の制定、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント防止のための研修・教育を実施すること等により、使用人に対して、法令を遵守することを義務付けるとともに、企業活動に関する各種の法令の周知徹底と教育に努めています。

監査等委員は、定期的に、本社及び工場の取締役、執行役員及び使用人と個別面談を行い、法令・定款に反する事項がないか、随時監査を行っています。また、公益通報者保護制度を定め、総務担当取締役または総務担当執行役員(不在の場合、本社総務部長)が公益通報に関する社内通報の窓口となり、通報者からの情報を受け付ける体制を整備し、運用しております。

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役、執行役員または使用人を置くことを求めた場合には、速やかに、相応の体制を整備することとしております。また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に係る人事評価・異動のほか、他の取締役、執行役員からの指示命令の排除等、独立性に関する事項については、監査等委員会の意向を最大限尊重するものとし、監査等委員会から監査業務に関する指示及び命令を受けた取締役、執行役員または使用人は、その指示及び命令については他の取締役から指示命令を受けないものとしております。

工場における災害・事故等、企業活動の中で生じる可能性のある各種のリスクについては、本社及び各工場で危機管理マニュアルを作成して、予想されるリスクの管理、発生したリスクへの対処方法を定め、これに沿って対応しております。

取引先との間で、各種の基本契約書を締結する際には、本社総務担当部署、本社関連部署及び監査等委員が、契約内容の妥当性及び法令に違反する事項がないか等の確認を行っていることに加えて、営業関係取引先の与信管理については、取引先の信用状況の把握・債権回収期間の短縮・銀行保証または親会社からの連帯保証の取付等を実施するとともに、一度信用不安が発生したまたは発生する恐れが生じた場合の出荷差止め・物品差押さえ等に関する社内対応マニュアルを定めて将来の危険予防体制を構築しており、これに沿って対応しております。

取締役会における議事の経過及びその結果は、取締役会規程に基づき議事録に記載し、出席した取締役及び監査等委員が記名捺印のうえ、10年間本社に保存することとし、これを実施しております。

また、インサイダー取引の規制に関する規程により、取締役、監査等委員、執行役員及び使用人(以下「役職員」という。)がその業務に関して取得する内部情報の管理、役職員の服務等について必要な基本的事項を定めており、これを遵守しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、毅然とした態度で対応します。また、反社会的勢力への対応マニュアルを定め、周知徹底に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

取締役会の承認・決議を要する重要な事案については、当社取締役会規程に定められております。それら重要事案について、代表取締役は適時適切に取締役会に付議するとともに、株式会社東京証券取引所が発刊している「会社情報適時開示ガイドブック」に基づき、開示すべき事案が決議された場合には、代表取締役または開示の責任者として定められた者が、決議後迅速かつ適切に開示を行う体制を構築しております。加えて、同ガイドブックに照らして、その他緊急に開示を要する重要事項が発生した場合は、代表取締役が速やかに開示の決定を行っております。

